経営計画に従つて山林の経営の規模の拡大を行うことが困難となつた場合にあつては、十五年）」を加え、同項第三号中「当初認定起算日又は」を削り、「十年」の下に「（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により当該特定森林経営計画に従つて山林の経営の規模の拡大を行うことが困難となつた場合にあつては、十五年）」を加え、「及び次号」を削り、同項第四号中「、次に掲げる時期」の下に「（当初認定起算日における山林の面積が第二号の財務省令で定める面積未満である場合にあつては、認定起算日）から起算して十年を経過する日後のものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、同条第十三項第二号中「特例山林」の下に「（当該小流域内に存する他の山林の所有者から経営の委託を受けた山林（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限り、作業路網の整備を行わないものを除く。）を含む。以下この号において同じ。）」を、「場合」の下に「（当該小流域に隣接する小流域内に存する特例山林と一体的に施業することができる場合を除く。）」を加え、同条第二十一項中「第七十条の六の四第十四項」を「第七十条の六の四第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「第七十条の六の四第十六項」を「第七十条の六の四第十八項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第十五項の」を「第十七項の」に、「第十七項」を「第二十一項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第七十条の六の四第十四項」を「第七十条の六の四第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第七十条の六の四第九項」を「第七十条の六の四第十一項」に改め、同項第四号中「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第七十条の六の四第六項に規定する経営委託をしている場合にあつては、当該経営委託をしている旨

第四十条の七の四第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17　法第七十条の六の四第六項に規定する政令で定める状態は、同条第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人（同項に規定する相続税の申告書の提出期限において既に次に掲げる事由が生じていた者（当該提出期限後に新たに当該事由が生じた者並びに第二号の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該提出期限後に当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が二級から一級に変更された者及び身体上の障害の程度が一級又は二級である障害が当該身体障害者手帳に新たに記載された者を除く。）を除く。）に次に掲げる事由が生じている状態とする。

一　当該林業経営相続人が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けていること。

二　当該林業経営相続人が身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けていること。

三　当該林業経営相続人が介護保険法第十九条第一項の規定により同項に規定する要介護認定（同項の要介護状態区分が財務省令で定める区分に該当するものに限る。）を受けていること。

四　前三号に掲げる事由のほか、当該林業経営相続人が当該提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを有するに至つたことにつき、市町村長の認定を受けていること。

18　法第七十条の六の四第六項に規定する政令で定める者は、同項の林業経営相続人から当該林業経営相続人の有する同条第一項の特例山林の全部の経営の委託を受けた個人であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

一　当該個人が、法第七十条の六の四第六項に規定する経営委託を受けた日において、当該林業経営相続人の推定相続人であること。

二　当該個人が、特定森林経営計画に従つて当該特例山林の経営を適正かつ確実に行うものと認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

19　法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けようとする林業経営相続人は、同項に規定する経営委託山林について同項の規定の適用を受けようとする旨及び当該経営委託山林に係る同項に規定する経営委託に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書に、財務省令で定める書類を添付しなければならない。

20　法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受ける林業経営相続人若しくは当該林業経営相続人から同項に規定する経営委託を受けた者又は同項に規定する経営委託山林に対する第十二項から第十五項までの規定の適用については、第十二項第五号中「林業経営相続人」とあるのは「法第七十条の六の四第六項に規定する経営委託を受けた者（第八号及び第十四項において「経営受託者」という。）」と、「第七十条の六の四第二項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」と、同項第七号中「特例山林」とあるのは「法第七十条の六の四第六項に規定する経営委託山林（以下第十五項までにおいて「経営委託山林」という。）」と、同項第八号中「林業経営相続人」とあるのは「経営受託者」と、「特例山林」とあるのは「経営委託山林」と、第十三項各号中「特例山林」とあるのは「経営委託山林」と、第十四項中「法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は同項の特例山林について同条第三項第一号」とあるのは「経営受託者又は経営委託山林について法第七十条の六の四第三項第一号」と、「当該林業経営相続人が」とあるのは「同条第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が」と、第十五項中「特例山林」とあるのは「経営委託山林」とする。

第四十条の七の四に次の一項を加える。

26　農林水産大臣は、第十七項第四号の規定により故障を定めたときは、これを告示する。

第四十条の八第五項第一号中「（第二十三項第一号」の下に「及び第四十九項」を加え、同条第六項及び第九項各号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改め、同条第十一項中「第七十条の七第二項第五号」を「第七十条の七第二項第五号イ」に改め、同条第十三項中「当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において同項の規定の適用に係る贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の価額（法第七十条の七第二項第五号に規定する特例受贈非上場株式等の価額をいう。次項第二号において同じ。）の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の価額（同条第二項第五号イに規定する特例受贈非上場株式等の価額をいう。次号及び次項において同じ。）の合計額

二　当該特例受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（法第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合　当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした全ての認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等の価額を特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。）ごとに合計した額（次項第二号ロにおいて「特定贈与者ごとの贈与税の課税価格」という。）のそれぞれの額

第四十条の八第十四項中「第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に、「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前項第一号に掲げる場合　イに掲げる金額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額

ロ　法第七十条の七第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの特例受贈非上場株式等の価額が前項第一号に定めるその年分の贈与税の課税価格に占める割合